

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 9月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第83号

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解
消推進条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
施行細則（平成31年名古屋市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第10条中「を市役所の掲示板に掲示するほか」を「について」に改める。

第12条第 2項中「その者の氏名、同項第 3号に掲げる事項及び市長が同項各
号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所の掲示
場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1
項を加える。

3 前項の公示の方法による通知は、公表の対象となるべき者の氏名、第 1項
第 3号に掲げる事項及び市長が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつ
でもその者に交付する旨（以下「公示事項」という。）をインターネットの
利用により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公
示事項が記載された書面を市役所の掲示場に掲示する措置をとることによっ

て行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2週間
を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

附 則

この規則は、令和 6年10月 1日から施行する。